

かながわ酪農活性化対策委員会販促資材貸出規程

第1 目的

この規程は、かながわ酪農活性化対策委員会（以下、「委員会」という。）が作成する販促資材を貸出す場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 販促資材

委員会が貸出す販促資材は、販促資材貸出承認申請書（様式1号）に記載の資材とする。

第3 貸出承認申請

販促資材の貸出しを希望する者は、様式1号に必要な書類を添付して、委員会会長（以下、「会長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

第4 貸出承認

会長は、第3の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、貸出しを承認するものとする。

- (1) 委員会の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがある場合。
- (2) 販促資材の正しい使用方法に従って使用されないおそれがある場合。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合。
- (5) その他、会長が販促資材の貸出しについて不適當であると認める場合。

2 前項の承認は、販促資材貸出承認書（様式2号）をもって行うものとする。

第5 遵守事項

販促資材の貸出しの承認を受けた者は、販促資材を使用するに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 販促資材使用基準（別記）に定められた用途のみに使用すること。
- (2) 善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (3) 貸出しを受けた販促資材の転貸、使用権の譲渡を行わないこと。
- (4) その他、委員会が特に付した条件に従って使用すること。

第6 紛失等の届出

販促資材の貸出しの承認を受けた者は、販促資材を紛失又は磨耗等し使用できなくなった場合には、販促資材紛失等届出書（様式3号）を会長に提出するものとする。

2 販促資材が磨耗等し使用できなくなった場合の届出においては、その販促資材についても、会長に併せて提出するものとする。

第7 承認の取消

販促資材の貸出しの承認を受けた者が、第5に定める事項を遵守しなかった場合、その他この規程に違反したときは、直ちに販促資材を返却しなければならない。この場合、販促資材の貸出しの承認を受けた者に損害が生じても、会長はその責めを負わない。

第8 その他

この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月23日から施行する。

(様式1号)

年 月 日

かながわ酪農活性化対策委員会会長 殿

(申請団体)

所在地： _____

団体名： _____

代表者名： _____ 印

担当部署： _____

担当者名： _____

連絡先： _____

販促資材貸出承認申請書

下記のとおり、販促資材の貸出しを受けたいので申請します。

記

1 販促資材（複数選択可）

販促資材名	希望数	上限貸出数
かながわ県産生乳 100%のぼり旗 (白、赤)	枚	4枚
かながわ県産生乳 100%卓上のぼり旗 セット (ミニポール、台付き) (白、赤)	セット	4セット

※ 色は事務局にお任せください。

※ 上限を超える貸出しを希望する場合は、別途ご相談ください。

2 使用目的及び使用方法

3 使用期間

年 月 日 ~ 年 月 日

(又はかながわ県産生乳 100%認証制度登録期間内)

4 連絡先 (担当者、電話番号)

5 添付書類 (店舗レイアウト写真、イベント状況写真など)

(様式2号)

年 月 日

様

かながわ酪農活性化対策委員会会長

販促資材貸出承認書

年 月 日付けで申請のありました販促資材の貸出しについて、下記のとおり承認します。

記

1 承認番号 _____ 号

2 承認条件

- (1) 販促資材貸出承認申請書の申請内容のとおり使用すること。
- (2) かながわ酪農活性化対策委員会販促資材貸出規程を遵守すること。

3 貸出資材

販促資材名	貸出数	希望数
かながわ県産生乳 100%のぼり旗	赤 枚	枚
	白 枚	
かながわ県産生乳 100%卓上のぼり旗セット (ミニポール、台付き)	赤 セット	セット
	白 セット	

4 貸出期間

年 月 日 ~ 年 月 日
(又はかながわ県産生乳 100%認証制度登録期間内)

問合せ先
かながわ酪農活性化対策委員会
事務局：神奈川県酪農業協同組合連合会
電 話：0463-94-1020

(様式3号)

年 月 日

かながわ酪農活性化対策委員会会長 殿

(申請団体)

所在地： _____

団体名： _____

代表者名： _____ 印

担当部署： _____

担当者名： _____

連絡先： _____

販促資材紛失等報告書

下記のとおり、販促資材の紛失等について報告します。

記

1 報告事由

- 紛失（紛失した販促資材： _____ (枚・セット))
- 磨耗等（磨耗等した販促資材： _____ (枚・セット))

2 理由

(別記)

販促資材使用基準

1 かながわ県産生乳 100%認証制度関係資材



白



赤

(1) 資材・色・サイズ

ア かながわ県産生乳 100%のぼり旗

(ア) 色 赤、白（2色）

(イ) サイズ 縦 180cm×横 60cm

イ かながわ県産生乳 100%卓上のぼり旗セット

(ア) 色 赤、白（2色）

(イ) サイズ 縦 30cm×横 10cm

※旗デザインは、ア・イ共通

(2) 遵守事項

ア かながわ県産生乳 100%認証制度登録品の宣伝販売のために使用すること。

イ かながわ県産生乳 100%認証制度の広報のために使用すること。

ウ その他、かながわ酪農活性化対策委員会長が使用を認めるものに使用すること。